

平成 23 年 8 月 1 日

文部科学省初等中等教育局教職員課御中

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）に対する意見募集について（照会）」 について

日本保育学会は、1948 年以来、日本の幼児教育・保育、ならびにその幼稚園教員養成や保育士養成に関して学術的に専門的検討を行ってきている、当該内容に関して最大の会員数約 4,800 名の会員から成る学術団体です。今回上記の審議計画報告に対して、学校教育法に規定されている幼稚園を担う幼稚園教諭に関して、審議経過報告において十分な考慮が入れられていない点、その意見を照会するにふさわしい団体として、本学会への意見募集照会がなされていない点に憂慮し、以下問い合わせの各項目に従って意見を提出させていただきます。

なお、今後の意見聴取に対して、幼稚園教員養成等については、日本保育学会ならびに幼稚園教員養成に携わる国立私立関係大学諸機関に対しても、意見照会をいただくことを強く要望いたします。

一般社団法人日本保育学会
会長 秋田喜代美
理事一同

意見書について

1. 教員養成の在り方について

(1) 教員養成の改革の方向性について

・ 修士レベル化について

教師の専門性を高めるために養成の高度化を進めることは重要である。「学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程等での学修を要すること」と審議経過報告にあるが、現状では教員養成の主流は短大等での養成になっている。4年制への移行も整わないうちに、修士レベル化を論ずることは、拙速と考えられる。その方向に学校教育各種が足並みをそろえて進むためには、まず幼稚園教諭の4年制レベル化への議論、さらにその上に修士レベル化へと現状をふまえた展開が必要である。そのためにも、現行の審議において幼稚園教員養成について、さらにいっそう重点的な検討のためのワーキングチーム設定や委員の追加などを求めたい。それが幼小中高の一貫した教育を成功させていく教員養成のあり方の根幹である。

・ 教職大学院や既存の修士課程等の在り方について

・ 教員養成のカリキュラムについて

カリキュラムの在り方を論じるためには、次の2方向からの検討が必要不可欠と考える。

① 幼小の連携・接続の問題について

② 幼保の連携・一体化の問題について

まず、①については、今回の幼稚園教育要領の改訂においても（それに先立っての平成20年1月の中教審答申においても）、学校間の連携・接続の問題が取り上げられている。とりわけ、幼児教育と小学校以降の教育では教育の基本的な語法が大きく異なっている。そのために幼稚園年長児期のアプローチカリキュラムと小学校入学時のスタートカリキュラム等の実施が求められている。しかし、実際に双方の違いを理解した上で学びを組織できるようになるために必要な知識や技能を学ぶ科目は教員養成カリキュラムには位置づけられていない。

また、その逆の問題（幼稚園教員養成課程において小学校以降の教育について学ぶ機会の少なさ）も当然指摘する必要がある。さらに、それは短大や専門学校での養成において事態はさらに深刻になっている。保育士養成では「保護者支援」がカリキュラム上、明確に位置づけられているが、幼稚園教員養成との整合性のさらなる検討が必要である。またそれに加えて小学校以降の教育について学ぶことは年限的に非常に難しい問題を孕んでいる。

どのような解決を今後模索する必要があるかは、特に幼稚園教員養成を担う諸大・短期大学、保育士養成を担う大学・短期大学等の関係機関である全国保育士養成協議会等と議論を詰めていく必要がある。そうした必要性についても本審議経過報告に今後ふくめられていくことが必要である。

また②の問題において、現在内閣府・文部科学省・厚生労働省の3省合同の元で子ども・子育てに関する新システム、幼保一体化の議論が行われており、そこには「保育教諭(仮称)」という新しい制度が提案されている。この「保育教諭」が幼稚園教諭とどのような関係になるのかの展望も含め今後検討が必要である。新システム審議経過報告には『『これからの学校教育の在り方』をはじめに示し、そのためには『どのような資質・能力を備えた教員』が必要であり、そうした教

員を得るには『どんな養成・研修が必要となるか』、そのためには『どのくらい養成・研修期間が必要で、それを担うのはどこなのか』といった、『丁寧な議論に基づいた提言をすべき』との意見があった」とある。まさにこの問題が今、今回の教員養成の在り方とは別の議論の中で進められているのが現状である。学校教育法に位置づく総合施設（仮称）を担うのは学校教育法の教諭であり、そのためには貴審議会において「保育教諭」に関しても今後議論が不可欠となる。

・教育実習の在り方について

既に述べた点とも関連するが、小学校と幼稚園では教育実践の形態が異なっており、教員に求められる指導方法も異なる。連携・接続の問題を丁寧に扱うのだとすれば、免許の取得に関わらず、具体的に現場を経験することが必要であると考えられる。だが、現行では、この2種類の免許を取得してもいずれか一つの実習で良い状況が温存したままになっている。これは改善されるべき問題であろう。

(2) 教育課程の質の保証について

2. 教員免許制度の在り方

(1) 教員免許制度の改革の方向性について

(2) 教員免許上の種類について

審議経過報告には、「教員免許制度について『教職生活全体を通じて、教員の資質能力向上を図ることを支援する制度に改革すべき』であり、例えば、『教員が教職生活を通じて、より高い専門性と社会性を身に付けていくことを支援するため、専門免許状（仮称）』の設置も今後検討することとなるが、『現在の専修免許状の課題として、①上位の免許状を取得しても待遇と結び付かないこと』が挙げられているという。しかし、幼児教育の分野において、幼稚園教諭の待遇は良くない。OECDにおいても小学校教諭と幼稚園教諭の賃金格差が最も大きな国の一つが日本である。まずこの実態を取り上げていただき、待遇の比較的安定している公立の幼稚園においても、現状ではむしろ民営化の流れに大きく傾いているのが現状である。幼稚園の大半は私立である。したがって今後の幼稚園教諭の資格高度化においてはその実現可能性およびそれをどのように給与と関連付けていくのか、そのためのインセンティブをどのように保障するのかを検討していただくことが必要であると考えられる。

(3) 教員免許更新制について

幼稚園教諭に関する免許更新講習については、いわゆる小学校以降の免許を主流に出している教員養成大学等の機関による講習が、幼稚園教諭の学習内容に対応していないとの指摘はよく耳にする。実際にこのことを補うべく、各都道府県の私立幼稚園の協会がこれを組織している。こうした展開は学び手である現職の幼稚園教諭にとって非常に有意義な取り組みであると考えられる。が、一方で、前述のような実情は、教員養成大学側の意識の中に幼稚園教諭が入っていないことを意味していると言わざるを得ない。各学校種段階の実情に応じた教員免許更新制度のあり方について一層の検討を求めたい。

(4) 教員免許状の区分について

上述の問題に関連するが、「審議経過報告」において述べられている、この項目においては、接続問題についても、「複数の学校種をまとめた免許状を創設すること」においても、幼稚園免許の

ことは一切触れられていない。幼稚園は学校教育法 1 条に書かれている学校教育制度であり、教育職員免許法上の「教育職員」である。この改定がなされている意味を考え、免許状区分についても再度幼稚園教諭を考慮した審議を実施されたい。

(初等中等教育局においても教育課程課や幼児教育課ではスタートカリキュラムの検討が謳われているにも関わらず教職員課において考慮されていないのは何故か。委員構成に幼児教育の関連の委員がいないのもその一因ではないかと判断される。)

3. 採用と学校現場への多様な人材の登用の在り方

現在、臨時的任用教員や非常勤講師が常態化している現状が、幼稚園（特に公立の幼稚園）では、少なくない。多様な人材の登用以前に、安定した雇用の下で人材を確保すること、そのための財源をきちんと確保することがまずは先決である。しかもこうした傾向は保育所では一層強まり、今後「子ども・子育て新システム」の議論である「総合施設（仮称）」をも想定した場合の議論も時期的な問題かもしれないが現行の報告書では一切なされていない。多様な人材登用の問題の一つとして保育士ならびにこれからの「保育教諭」のあり方は、学校教育法施設を担う教諭のあり方としてきちんと議論がなされるべきと考えられる。

4. 現場研修の在り方

(1) 初任者研修について

(2) 国や任命権者が行う様々な研修の在り方について

(3) 校内研修や自主研修の活性化について

園内研修に対する関心は小学校以上の研修に比べても勝るとも劣らず非常に高い。それが、今日までの幼稚園教育の質の高さを支えてきた根幹の一つである。しかしそれをスーパーバイズしたりサポートしたりするシステムが脆弱である点は否めない。その原因の一つには既に指摘したように、教員養成を担う大学側に、小学校教員養成を行っているにも関わらず、幼稚園教育を専門にする大学教員が確保されている現状が決して多いと言えず、また本「審議経過報告」もそうであるように、意識においても「教員」の中に幼稚園教員が入っていないという現状があると言わざるを得ないであろう。

また幼稚園についてはその 8 割が私学によって担われている。現在の研修体系については、私学は研修体系をつくり（そのカリキュラムは研修ハンドブックとして各教員が保有している）、そのカリキュラムにあった研修を各都道府県の団体が実施し、成果を上げている。こうした取り組みが今後「総合施設（仮称）」になった時に、どうなっていくのか、「保育教諭」には研修が義務付けられることはすでに中間とりまとめ（7 月 29 日内閣府発表）にも記されているがそのことも今後検討が必要であろう。また研修と管理職等の資格などを結びつけること（一定の研修によって管理職資格を得る、あるいは上級または管理職向け免許種を得るなど）なども今後考えていく必要のある点である。

5. 教育委員会・大学等の関係機関の連携・協働について

既に指摘したことでもあるが、幼稚園教員養成を考える際、養成の実態（短大や専門学校によ

る幼稚園教諭免許取得の実態)を鑑みて、幼児教育段階においては幼稚園教諭とともに保育士養成の問題を切り離すことは出来ない。実際、既に地方自治体(都道府県レベルでも、市区町村レベルでも)では、従来の教育委員会の管轄下である幼稚園と福祉部局の管轄下である保育所を扱う部署として「こども課」等が創設されてきている。その場合、幼稚園と保育所の垣根を越えて研修は組織されている。そして教育委員会指導主事が保育所での研修にも指導に入る自治体の例も見られてきている。こうした問題に対してもどう方向性や具体的な対応を考えるのか。その議論をするためには、本審議をしている議論の場に幼稚園教員養成の専門家を委員として入れるべきであろう。学校教育全体の質の向上の基礎を培う初等教育、中でも幼児教育における教育委員会との連携は「子ども・子育て新システム」の公式文書内にも記述がなされているにも関わらず、全く本報告書では捨象されている。

6. 当面取り組むべき課題

(1) 管理職の資質能力の向上について

(2) 幼稚園教諭の取扱いについて

これまでも指摘したが、幼稚園は学校教育法1条に明記された「学校」であり、幼稚園教諭は「教員」である。意見聴取を幼稚園教員養成に詳しい日本保育学会や教育大学協会(幼児教育部門)等に行うことを強く求めるものである。それが幼児教育のみならず、幼小中高すべての教育の接続にむけた教諭の資質能力向上のあり方への新たな一歩に不可欠であると判断する。

今後の議論においては是非改善を強く要望したい。

(3) 特別支援教育の取扱いについて

7. その他

以上